

【表紙】
【提出書類】 有価証券届出書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成21年3月11日
【会社名】 岡本硝子株式会社
【英訳名】 OKAMOTO GLASS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 岡本 毅
【本店の所在の場所】 千葉県柏市十余二380番地
【電話番号】 04(7137)3111
【事務連絡者氏名】 上級執行役員コーポレートサービス部長 阿部 裕
【最寄りの連絡場所】 千葉県柏市十余二380番地
【電話番号】 04(7137)3111
【事務連絡者氏名】 上級執行役員コーポレートサービス部長 阿部 裕
【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式
【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 101,558,000円
【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】 株式会社ジャスダック証券取引所
(東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	986,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。 単元株式数は100株です。

(注) 1. 平成21年3月11日(水)開催の取締役会決議によるものであります。

2. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	986,000株	101,558,000	51,272,000
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	986,000株	101,558,000	51,272,000

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。

3. 割当予定先の概要及び当社と割当予定先との関係は以下のとおりであります。

割当予定先の氏名又は名称		岡本興産有限会社	
割当株数		986,000株	
払込金額		101,558,000円	
割当予定 先の内容	住所	東京都文京区弥生二丁目16番2号	
	代表者の氏名	代表取締役社長 岡本雅枝	
	資本の額	440万円	
	事業の内容	不動産及び有価証券の保有・管理・運用	
	大株主及び持株比率	岡本 毅 51.0%	
当社との 関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	4,210,880株
	取引関係	取引関係	該当事項はありません。
		人的関係	同社の代表取締役は、当社代表取締役の親族であり、同社の株主は当社代表取締役本人及びその親族であります。
当該株式の保有に関する事項		当該株式の発行から2年以内に割当新株の譲渡を行った場合には、その内容を当社に報告する旨の確約書を締結する予定であります。	

(注) 割当予定先の内容及び当社との関係の欄は、平成21年1月31日現在におけるものであります。

(2)【募集の条件】

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
103	52	100株	平成21年3月27日(金)	-	平成21年3月27日 (金)

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
 2. 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。
 3. 岡本興産有限会社との間で、会社法第205条に基づく総数引受契約を締結する予定です。
 4. 上記株式を割り当てた者との間で総数引受契約の締結がなされない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅いたします。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
岡本硝子株式会社 コーポレートサービス部	千葉県柏市十余二380番地

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
東京東信用金庫 亀戸支店	東京都江東区亀戸五丁目14番2号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
101,558,000	1,500,000	100,058,000

(注) 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

上記(1)記載の差引手取概算額100,058,000円につきましては、太陽光発電用ガラス集光レンズの量産化に向けたプレスマシン等の設備資金として34,000,000円、仕入及び外注加工費等の運転資金として66,058,000円を充当する予定であります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 資本金の増減

平成20年10月2日に、株式会社オハラに対して第三者割当による新株発行を行い、資本金の額が1,594,256,800円から1,709,756,800円に増加しております。

2 臨時報告書の提出

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書を平成20年10月2日に関東財務局長に提出しております。

報告内容

(1) 当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

主要株主となるもの 株式会社オハラ

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及び総株主等の議決権に対する割合

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	個	%
異動後	15,000個	10.03%

注1 議決権を有しない株式として発行済株式総数から控除した株式数 6,840株

2 平成20年3月31日現在の発行済株式総数 13,455,740株

3 第三者割当増資により増加する株式数 1,500,000株

(3) 当該異動の年月日

平成20年10月2日

(4) その他の事項

本報告書提出日現在の資本金の額及び総株主等の議決権の数

資本金の額 1,709,756,800円

総株主等の議決権の数 149,489個

3 事業等のリスク

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第62期）の提出日以後、平成21年3月11日までの間において、当該有価証券報告書に記載された「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」について、新たに以下のリスクが発生しております

なお、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日において変更の必要はないと判断しております。

(1) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況

当社グループは、第62期連結会計年度まで3期連続して営業損失を計上し、第63期連結会計年度の第3四半期連結累計期間においても、251,738千円の営業損失を計上しております。

また、平成20年10月以後の世界的な景気後退の影響により、第63期連結会計年度の受注・売上高の減少が想定されるため、第63期第3四半期連結会計期間末の借入金について、約定による返済が困難な状況となりました。

当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義が存在しております。

当社は、中期経営計画を平成20年4月に策定し、順次、計画を遂行してきましたが、平成20年11月より、サブプライムローン問題に端を発する景気の後退が当社グループに波及し、受注が減少したことにより、第63期連結会計年度の業績に影響することが予想されたため、経営計画の見直し

を余儀なくされました。このような状況を解消するため、平成20年12月に修正中期経営計画を策定し、平成21年1月より正式に金融機関に支援を要請いたしました。

平成20年12月の修正中期経営計画は、既存事業を中心とした原価低減により、収益性を改善させることを骨子としております。

平成21年1月に取引金融機関へ支援要請を行うまでの経緯とその内容は以下のとおりです。平成20年4月に策定した中期経営計画の実施及びこれに必要な当面の資金需要への対応については、主力取引金融機関より協力の方針を頂き、第63期連結会計年度の借入計画額は、平成21年1月までにすべて実行されました。

しかしながら、平成20年11月以後の売上高が、大幅に減少するとともに、操業を停止した岡本光學科技(蘇州)有限公司の不動産及び機械装置の売却が当初の計画より遅れているため、平成21年1月に各金融機関に借入金返済計画の見直しを要請いたしました。その結果すでに主力取引金融機関より協力の方針を頂いております。なお、当社グループは、平成20年11月28日にシンジケート団を構成する各行から個別に借入した資金によりシンジケートローンを完済し、財務制限条項の抵触を解消いたしました。

今後の方針としましては、原価低減の徹底、生産拠点の集約による効果を速やかに実現し、中期経営計画の必達を図ります。

また、ガラス偏光子事業の拡大を進めるとともに、太陽光発電用光学部品の早期事業化に向けた努力を続け、機能性ガラス・薄膜事業の一層の拡大に努めます。

また、引き続き取引金融機関と円滑な関係を保ち、中期経営計画の遂行について理解と支援を要請して参ります。

これらにより、収益性を改善することで、継続企業の前提となる重要な疑義を解消できるものと判断しております。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第62期)	自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日	平成20年6月30日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第63期第3四半期)	自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日	平成21年2月13日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）にて提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A 4 - 1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成19年6月27日

岡本硝子株式会社
取締役会 御中

みすず監査法人

指定社員 公認会計士 大田原 吉隆
業務執行社員指定社員 公認会計士 柳井 浩一
業務執行社員

平成監査法人

指定社員 公認会計士 和泉 恭平
業務執行社員指定社員 公認会計士 田畑 正英
業務執行社員

私どもは、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている岡本硝子株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、私どもの責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

私どもは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私どもに連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。私どもは、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私どもは、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、岡本硝子株式会社及び連結子会社の平成19年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

継続企業的前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前連結会計年度及び当連結会計年度の各々営業損失を計上することとなったことにより、継続企業的前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画は当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を連結財務諸表には反映していない。

会社と私ども両監査法人又はそれぞれの業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年 6月28日

岡本硝子株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 公認会計士 大田原 吉 隆
業務執行社員

指定社員 公認会計士 柳 井 浩 一
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている岡本硝子株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、岡本硝子株式会社及び連結子会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前々連結会計年度、前連結会計年度及び当連結会計年度において各々営業損失を計上したこと及び財務制限条項に抵触する事実が発生していることにより、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を連結財務諸表には反映していない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成19年6月27日

岡本硝子株式会社
取締役会 御中

みすず監査法人

指定社員
公認会計士 大田原 吉隆
業務執行社員指定社員
公認会計士 柳井 浩一
業務執行社員

平成監査法人

指定社員
公認会計士 和泉 恭平
業務執行社員指定社員
公認会計士 田畑 正英
業務執行社員

私どもは、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている岡本硝子株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第61期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、私どもの責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

私どもは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私どもに財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。私どもは、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私どもは、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、岡本硝子株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前事業年度及び当事業年度の各々営業損失を計上することとなったことにより、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画は当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を財務諸表には反映していない。

会社と私ども両監査法人又はそれぞれの業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年 6月28日

岡本硝子株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 公認会計士 大田原 吉隆
業務執行社員

指定社員 公認会計士 柳井 浩一
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている岡本硝子株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第62期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、岡本硝子株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前々事業年度、前事業年度及び当事業年度において各々営業損失を計上したこと及び財務制限条項に抵触する事実が発生していることにより、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を財務諸表には反映していない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月13日

岡本硝子株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤井 静雄 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柳井 浩一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている岡本硝子株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、岡本硝子株式会社及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が、すべての重要な点において認められなかった。

追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前連結会計年度まで3期連続して営業損失を計上し、当第3四半期連結累計期間においても営業損失を計上したこと及び当第3四半期連結会計期間末の借入金について約定による返済が困難な状況となったことにより、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営者の対応等は当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を四半期連結財務諸表に反映していない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。